
土砂災害防止法に基づく区域指定のあり方

大阪府 都市整備部
河川室 ダム砂防課

土砂災害防止法に基づく区域指定のあり方

- I. 区域指定のあり方
- II. 区域指定の現状
- III. 区域指定の優先方針フロー
- IV. 山間部の危険箇所
- V. 区域指定の優先方針の課題
- VI. 区域指定の推進

I.区域指定のあり方

「今後の土砂災害対策の進め方」検討員会の中間報告

提言

全ての施策につながる「区域指定の早期完了」について検討

■早期指定による効果

- 「逃げる」施策：「警戒避難に活用する地区単位のハザードマップ作成」
- 「凌ぐ」施策：「特定開発の制限、建築物の構造規制」
- 「防ぐ」施策：「優先順位を評価するための基礎データ」

※区域指定の効果を早期に発揮するため、「災害発生時の影響度」の高い地区から優先的に調査・指定を行う

「逃げる」社会システムの構築

と

「凌ぐ」まちづくりの推進

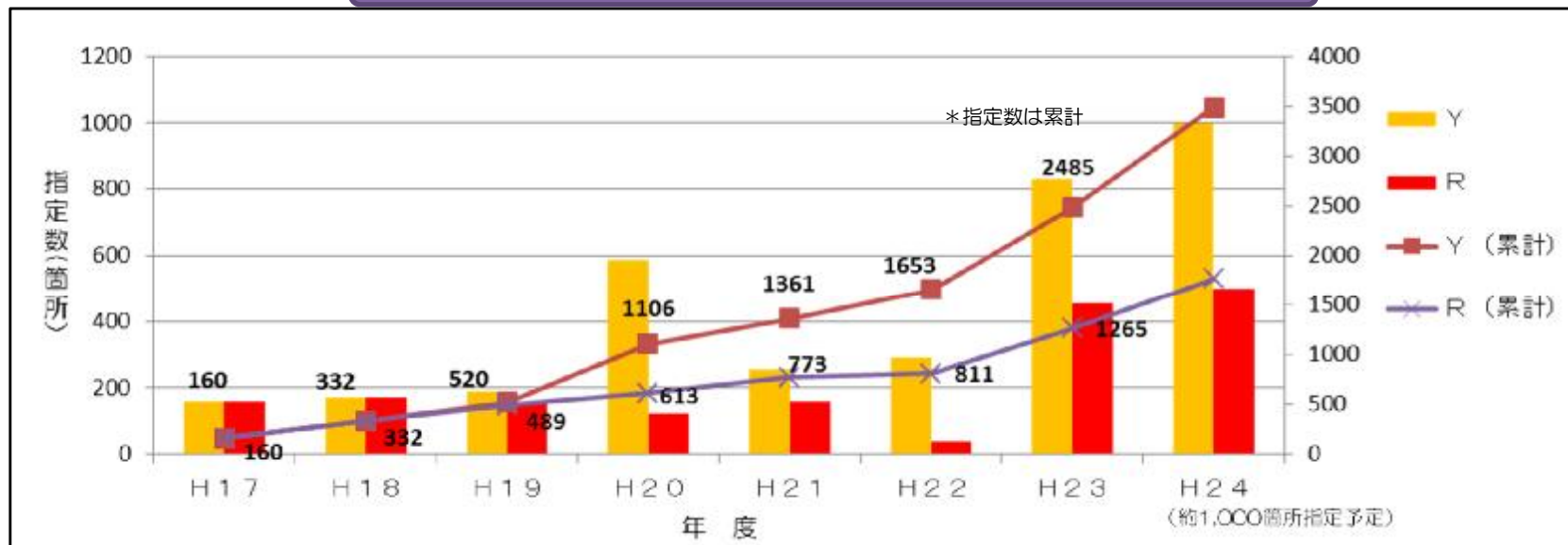
Ⅱ.区域指定の現状

土砂災害防止法に基づく区域指定状況 ①

	土砂災害 危険箇所	区域指定済箇所（平成23年度末現在）	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	1,859	314 (16.9%)	174 (9.4%)
急傾斜	2,357	2,171 (92.1%)	1,091 (46.3%)
地すべり	145	0 (0%)	0 (0%)
合計	4,361	2,485 (57.0%)	1,265 (29.0%)

※土砂災害危険箇所以外に、新規危険箇所約4,000箇所を机上調査で抽出。今後の調査箇所は、約5,000箇所

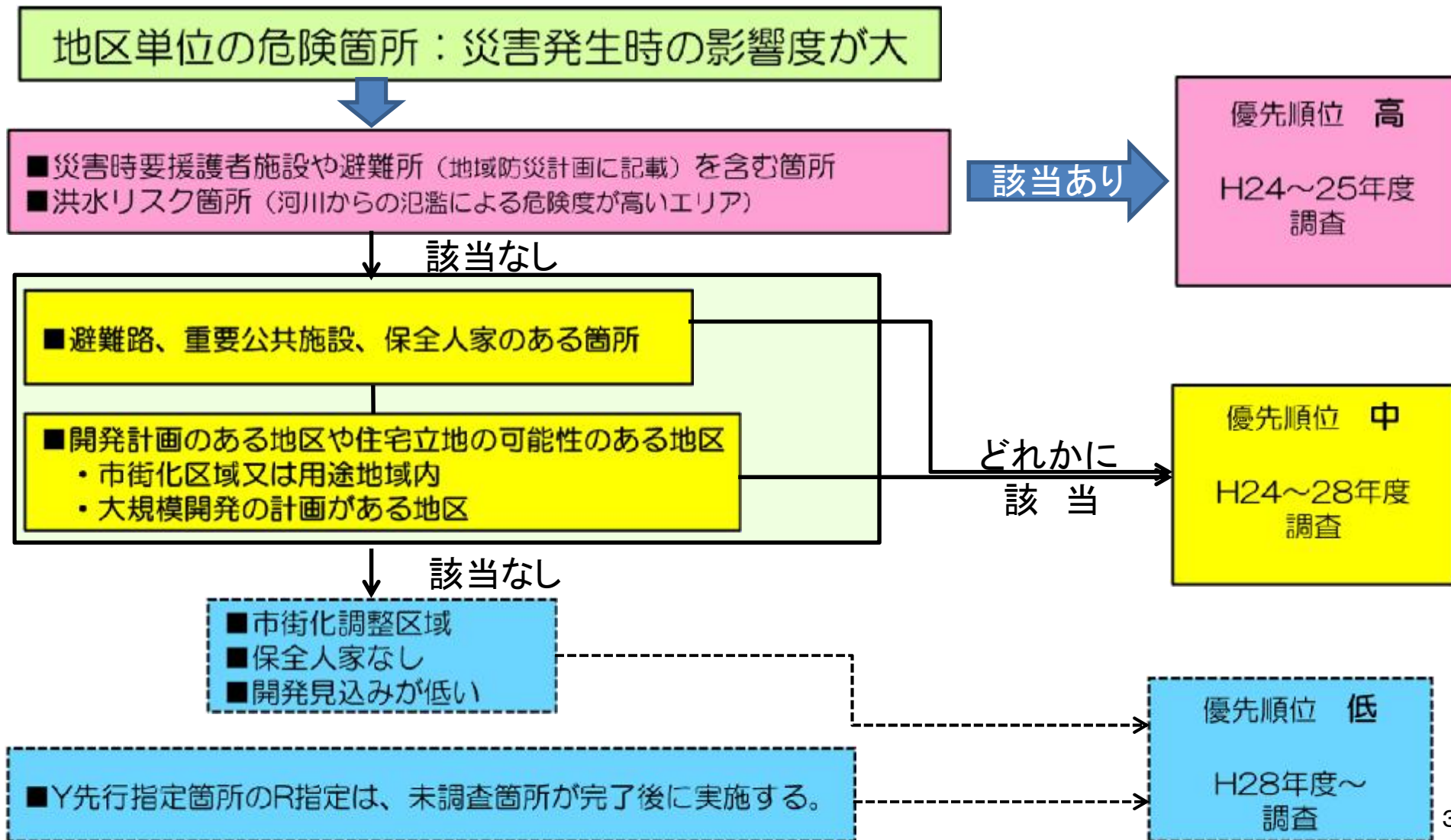
土砂災害防止法に基づく区域指定状況 ②



Ⅲ.区域指定の優先方針フロー

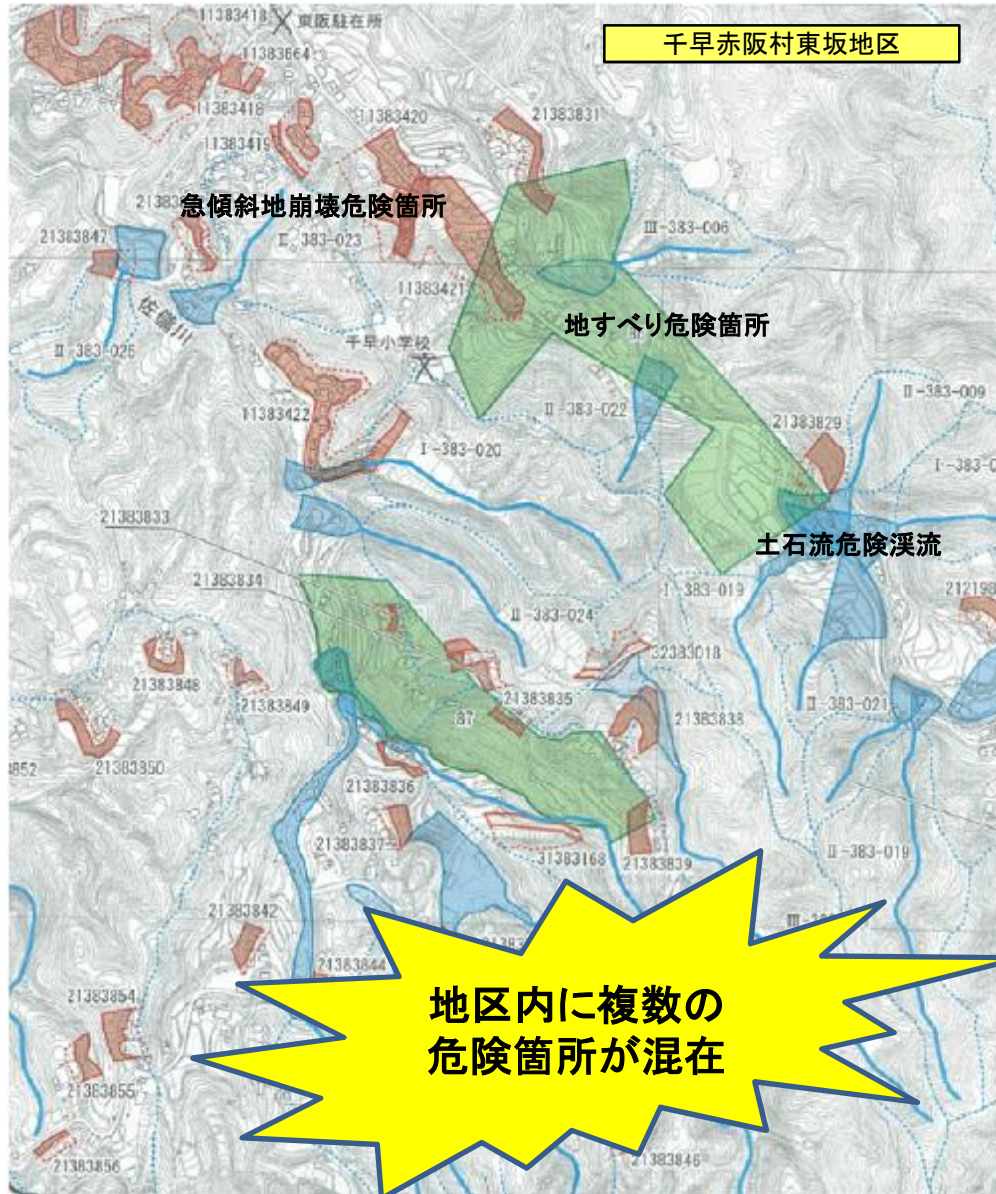
■優先調査・指定の考え方

「警戒避難体制の早期整備」と「新規開発抑制」を目的として、地区単位での区域指定を行う。

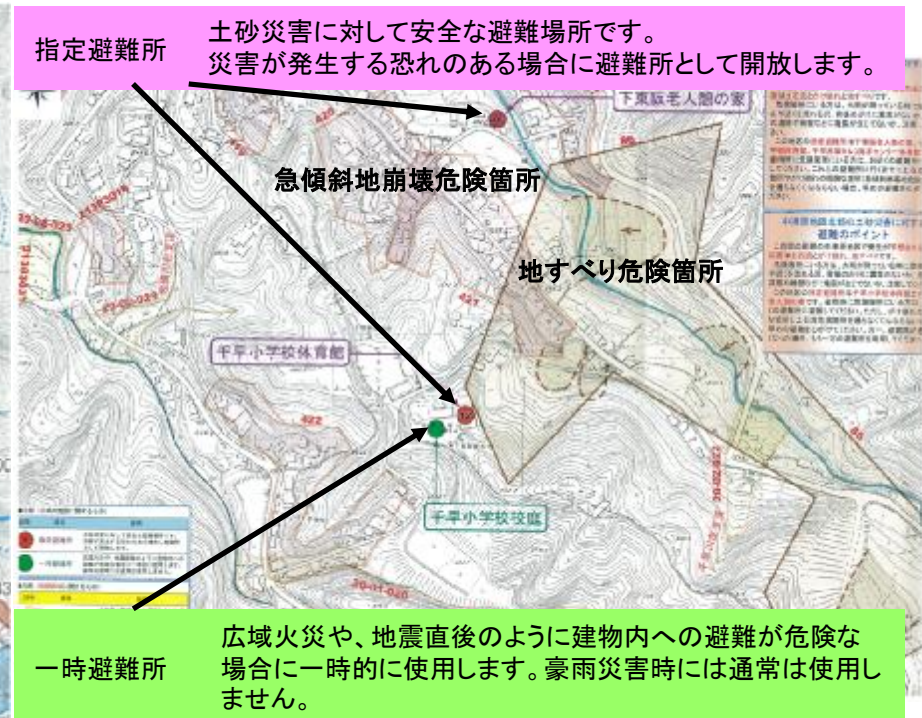


IV.山間部の危険箇所

大阪府：土砂災害危険箇所図

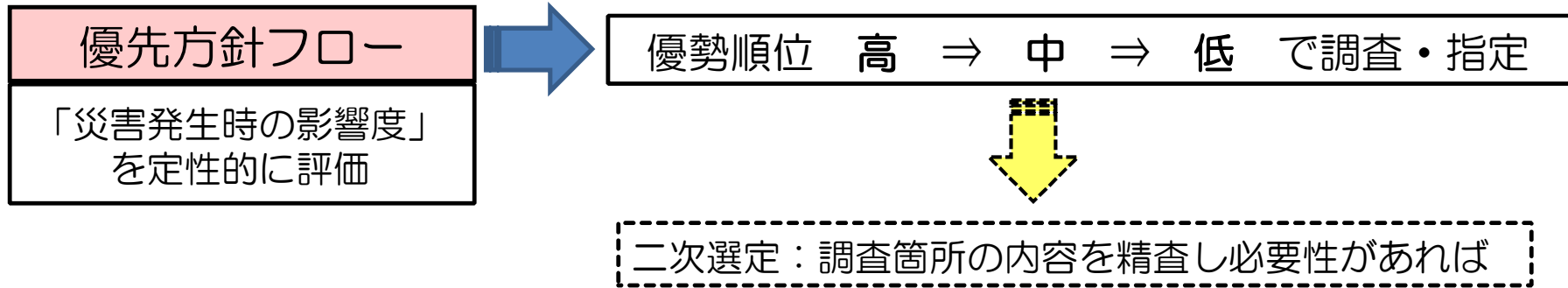


千早赤阪村：土砂災害危険区域図



■円滑な警戒避難体制を構築するためには、地区単位のハザードマップを作成することが重要

V.区域指定の優先方針の課題



課 題

【他の評価事項】

- 災害発生時の影響度を評価
 - ・保全対象家屋の居住者数や年齢などの定量的な評価ができない。
- 災害発生の危険度を評価
 - ・複数の危険箇所を抱える地区が多く、個別箇所の危険度評価を行っても、全体としての評価が出来ない。
 - ・新規抽出箇所は、危険箇所カルテが無いため、評価できない。
- エリア毎の優先度を評価
 - ・災害発生時に、孤立集落となる地区など、エリア毎の優先度評価が必要か

【地すべり危険箇所の取扱い】

- 地区単位のハザードマップを作成する際に、市町村・住民・専門家と議論を行い、調査指定が必要か決定する。（24都府県で指定実績あり）

VI.区域指定の推進

区域指定の効果発揮のため早期に調査・指定

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度～
災害時要援護者施設や避難所（地域防災計画に記載）を含む箇所	調査完了・区域指定 					
洪水リスク箇所						
避難路、重要公共施設、保全人家のある箇所	調査完了・区域指定 					
開発計画のある地区や住宅立地の可能性のある地区						
市街化調整区域 保全人家なし 開発見込みなし Y先行指定箇所						
<p>* 地元からの区域指定反対等により指定を保留している箇所については、背景にある保留理由を整理し、区域指定を推進する</p>						